

静岡県告示第1007号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年11月22日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

廃止する施設

種類・名称	位置	数量	能力・構造
ジブクレーン	静岡市清水区日の出町110番地 (日の出埠頭2, 3号岸壁)	1基	吊り下げ荷重 52.0 t 公称能力 0.8 t/時間